

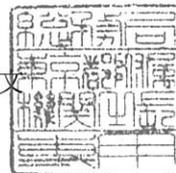


令和5年9月15日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年7月19日付5主資固第105号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）） 特定個人情報保護評価書（案）」について

## 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）） 特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

なお、次期税務基幹システムによる地方税の賦課徴収に関する事務全般については、評価書番号31により既に特定個人情報保護評価を終えたところである。ただし、次期税務基幹システムは令和9年1月に稼働を開始する予定のため、それまでの間は、現行システムにより地方税の賦課徴収事務を行う。現行システムにおける評価対象事務については、所定の時期を迎えるものから、順次評価の再実施を行う。

## 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋））における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

### 1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務が数百万人の納税義務者の情報を取り扱う大規模な業務であることに鑑みると、当該事務について委託の必要性は高いと考えられる。一方、委託はリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 当該事務については、委託先及び再委託先への管理監督は、適正であることが確認できた。加えて、データ入力に関する業務委託においては個人番号を取り扱うことはなく、リスクが軽減されていることが確認できた。

(3) 他の自治体において、無断での再委託や委託先からの漏えい事案等が発生していることから、納税者の不安を払拭するためにも、引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

## 2 紙媒体の取扱い及び保管について

当該事務については、今後も継続して一定量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、枚数確認や、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。

## 3 監査及び教育・啓発について

当該事務については、納税義務者から個人番号が記載された申告書を受領し、システム登録を行うなど、都職員が直接個人番号を取り扱う状況が発生する。また、その使用者数は 1,000 人以上と、他の事務と比較しても大規模である。

当該事務については、現状、監査及び教育・啓発が適切に行われていることが確認できたが、昨今、内部不正による情報の漏えいや個人情報関連の事故が全国的に多数報じられていることを踏まえた対応が必要である。

については、引き続き監査等を適正に運用するとともに、研修の内容を充実させる、対象者によって内容を細分化するなど、より効果的な手法の検討に努めること。

## 4 事務変更までの準備について

東京国税局との固定資産情報のデータ連携について、当該事務の変更までには期間があるため、使用する様式やデータの授受に関するルールの詳細等、現時点で未確定の事項があることは首肯できる。

事務変更までには具体的な手順や体制について不明瞭な点が無いよう整備し、マニュアル等を適切に作成して職員へ教育するなど、万全の体制を整えること。

## 5 評価書等の点検・整備・活用について

上記 4 で作成したマニュアルや評価書本体に加え、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続すること。

特に、東京国税局との固定資産情報のデータ連携については、東京国税局・国税庁に対して今後も積極的な情報提供を求め、事務実施において活

用するよう努めること。

### 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和5年7月19日	諮問
令和5年8月1日、3日及び8日	本評価書案概要説明・審議 (第67回特定個人情報保護評価部会)
令和5年8月29日	審議(第68回特定個人情報保護評価部会)
令和5年9月15日	「地方税の賦課事務(固定資産税・都市計画税(土地・家屋)) 特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃